

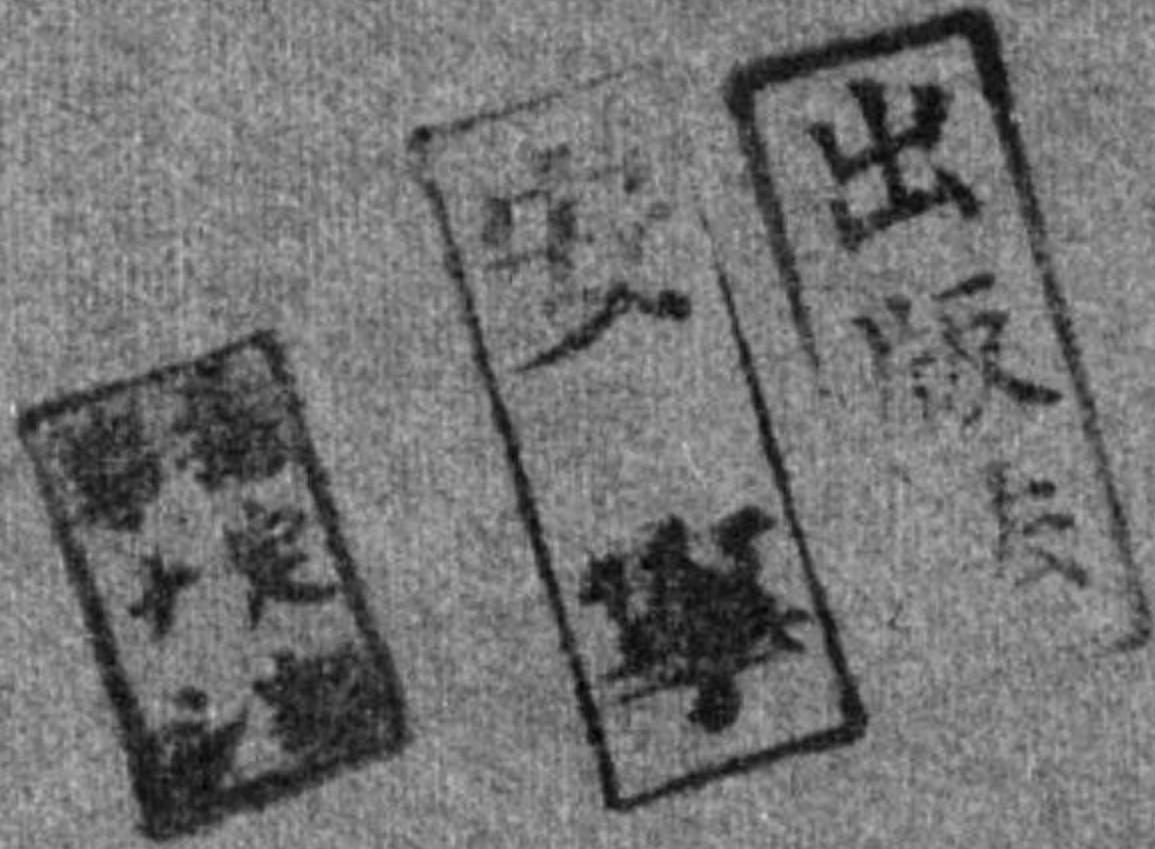
産勞パンフレット(第四輯)

特 500

13

小作法草案の正體

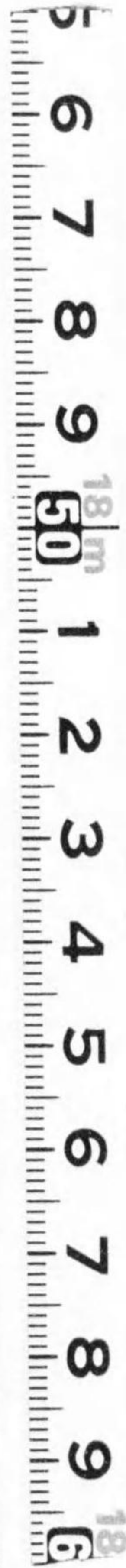
——農民運動暴壓、貧農奴隸化の陰謀——



1 9 2 7

マルクス書房刊

特



始



特 500-13
特 安 1-22
特 安 1-22

函 安
號 54
永久保存

はしがき

曩に發表された小作法案綱が、法制審議會の審査を経て、いよいよ小作法案となつて現はれた。制限選舉による代議士等の最後の帝國議會である來議會に之れを提案して、貧農の擡頭を喚びとめる要塞を作らうとしてゐるのだ、われわれは、此反動的法案の正體を分析、究明して、之れが粉碎に備へねばならない、否此法案を葬る運動を今から起さねばならぬ、而してそれは金融獨裁專制政治への抗争にまで發展せしめねばならぬ。

一、序 言

(一)

われわれは、さきに、小作法案要綱に對して、無産階級的立場から、その陰險なる地主擁護の意圖を——その萌芽の徴候を——忌憚なく曝露したのであつた。

しかるに、問もなく、かれらの手による小作法案は、その資本主義的末期のあらゆる諸相をかね備へつつ、われわれの前に投げ出されたのである。しかも、そこには、その眞意が、いちぢるしい搾取にあるにもかかわらず、ブルジョア法律的な、技巧の假面によつて、さらびやかにぬりこめられてゐるが故に、農民階級を欺瞞し、地主階級をして、その見えざる陰謀を成功せしめんとする計劃が意外に効果をあげるであらうことが懸念せられる。(要綱については、産勞著『小作法案要綱批判』(十錢)を参照)
かくて、われわれは、猛然として、さきの仕事につづいて、この新らしき「のろし」

特500-13
禁交1-22



一、序言

われわれは、さきに、小作法案要綱に對して、無産階級的立場から、その陰險なる地主擁護の意圖を——その萌芽の徴候を——忌憚なく曝露したのであつた。

しかるに、間もなく、かれらの手による小作法案は、その資本主義的末期のあらゆる諸相をかね備へつつ、われわれの前に投げ出されたのである。しかも、そこには、その眞意が、いらちらしい搾取にあるにもかかわらず、ブルジョア法律的な、技巧の假面による、さらびやかにぬりこめられてゐるが故に、農民階級を欺瞞し、地主階級をして、その見えざる陰謀を成功せしめんとする計劃が意外に効果をあげるであら

うことが懸念せられる。(要綱については、産勞者『小作法案要綱批判』(十錢)を参照)

かくて、われわれは、猛然として、さきの仕事につづいて、この新らしき「のろし」



田 芳
1944
本文保存

をここにあげることを決意した。いまや、資本主義トラストの結成は、やうやくに急であり、そのために、かれら資本主義は、あらゆる浮動層を味方にひつくるめて、抗争に向ふプロレタリアートの階級戦に、そなへやうと、意識的な努力をするに至つた。

われわれは、ここに、小作草案を見るについても、この関係を、つよく、かたく、結びつけて、把握することが、きはめて、大切であるといふことは、この階級戦にまで、深く根を張つてゐる、太い量見の——支配階級の——現はれであるといふこと及び、それにたいする、われわれの戦線を、敏速に、廣汎に、獲得することが、絶対に必要だからである。

(一)

かれらは、今まで——現在でもさうだ——われわれにたいして、いかなる戦術をとつてきたか？かれらの戦術こそは、あきらかに、ふてぶてしい、看獄部屋の棒頭のやゝ方法であつた。かれらは、右手に棍棒を！然り、行政執行法、治安警察法、警察犯

處罰令等々による検束、收監、懲役等の暴力的迫害によつて、あくなき貧婪の鬼性をふるつたのみならず、その左手には、皮むちを！然り、民法、調停法、自作農創定法等々を以つて、さらでも苦しい小作人階級の膏血を搾つてなほあきたらざるものであつた。だが、これらの戦術は、ますます、小作人の結束を固め、その全國的統一を速進せしめ行くことにより、小作人階級には階級意識の黎明期が來、曉の鐘が、殷々として、かの平和なる——地主のみが平和なる——村々、森々へ自覺のひびきを送りゆくとき、かれら地主階級は——そして、それを後楯にしてゐる支配階級は——ここにチギレたる鎧をとつて投げかけ、錆びたる薙刀をちつとつて、瘡馬にむちをあてねばならなくなつたのである。

われわれは、いま、鋭き對立化のもとに、天下分け目の闘争を開始しつづけてゐる。われわれは、詐謀と奸惡以外の何ものでもないかれらの作戦——小作法案——を、ここに見せつけられてゐる。しかも、そこに盛られたる内容の強硬にして陰險、人道的

にして、しかも反動的なる、われわれの、かつて知らざるまでの攻勢である。ここに
おいてか、われわれも亦、峻烈な應答を要する。

(三)

とくに、小作草案を讀破するにあつて、われわれの、たねばならぬ先入主は——
凡ての場合にもさうだが——いま、小作人に向つて、いかなる人道的釣鉤を與へ、そ
の代りに、地主が、何を引っかけやうと意慾してゐるか、また、その法文の瑣末のさ
さざきにまで、伏兵が伏せられてをり、その見えにくい一點には、つねに、陷阱が掘
られてゐるのだ。といふことである。

しからば、つぎに、われわれは、これを具體的ならしむるために小作法案をわれわ
れの廻上にのぼせるであらう。

二、總 則

(一)

總則に於いて、「耕作を目的とする土地の賃貸借、及び、永小作にこれを適用す」(1)
といひ「本法において、小作地と稱するは、現行の賃貸來の目的たる土地をいひ、永
小作と稱するは、現行の永小作の目的たる土地をいふ」(1)といふかぎりでは、まづ、
正當である。

(二)

だが、かれらは、性急にも、ここに毒牙の尖端を暴露し出した。(2)、かれらは、右
の貸借關係に附随したところの——宅地、採草地、立木、建物等——をも、ここに、
まき込まふといふ。果して然らば、居住權の侵害、採草地(農家にとつて、いかに重
要であらうか)をまで、剝ぎとることを明言してゐる。地主は、これを、立入禁止よ
りも、青田假差押よりも、有効に、濫用できうるのであり、かれらのために、この暴
力的武器を、新たに授與しやうといふ。この奸惡、この梟惡！小作人は、とくに居

住権自由のために抗争をまき起さずして、やまれないのである。

六

三、小作地賃借の效力

(一)

支配階級は、小作人にたいして、小作地の物権化——無登記による第三者への對抗——を高らかに掲げてゐる(4)だが、しかし、これは、日本全国を金のワラヂで探し歩いて、仲々見あたらないほど、僅かな定期小作についていふのであつて、その他のものは、いつでも、解約されてしまふから、(タツタ一年間の對抗)むしろ、貰はない方がましだ。

しかも、小作地の賃借人が、その譲渡をなすには、地主の承諾があるのであつて、(これに反する慣習のない限り)その點にさへ、物権化でもなんでもないのである。

(5) 全国の慣行に於いては、小作地の賃借権の譲渡は、地主の承諾を要しないのである、又事後承諾でいゝ、地方も多いに拘らず、別段の慣習を問題として、責任を小作人に負はしてゐる、しかも小作人の主張は、彼等の公序良俗に反する慣習とされるのである。

(二)

賃借人が、その土地を賣るときには、まづ、小作人へ向つて、「買取りの通知」をすることになつてゐる——一定の期間前(6)だがしかし、被搾取層に沈淪して、その日をやうやくに凌ぐ貧農の大群にとつては、地主の申出で通りの価格で土地を買ひ取ることなどは思ひも及ばぬことで、結局小判で頬を打たれる(痛さだけが残る)ことに終り、それ自身の手には、恨みが残るだけである。而も地主は、こんなえたいの知れない規定をさへも、ほゝえみながら逆用して、小作人を翻弄するであらう。

四、小作地賃借の終了

われわれは、ここに、惡辣極まるかれらの野心を看取する！

七

(一)

「不定期小作は、いつでも——民法第六百十七條第二項にも不拘——解約の申入れをなすことが出来る」(8)かくて、この解約申入は、一ヶ年の期限をもつて終了するのである。見よ！小作権の物權化はドコへ行つたか。しかも、不定期小作こそは、九割五歩を越ゆる大多數なのである。かくて、いまや、ブルジョアの猿は、貧農の手から、握飯を奪はんがために、まいても生えぬ柿の種子を、廣告宣傳してゐるといふその醜惡さを、つきとめえたであらう。

この規定は、とくに、法廷における辯護士の應戦を防ぐためにもうけられたものである。いままでは、上掲民法の「耕作着手」を廣く解して、肥料準備種子の作あろし等すべてを入れて、戦つたのであるが、本年は、かゝる應戦の餘地をなくしたものである。但し、右の規定は、期限終了後一ヶ年以内に、收穫なしうる作物を救済するといふ(9)のであるが、それだからといつて、耕作地を、廣汎な層から、奪却することを

制限することには決してならない。

(二)

かれらは、白白しくも「信義に反する行爲」を罰することを揚言(9)(16)(18)するのだがしかし、その信義とは、いふまでもなく、ブルジョアの信義——われらは、道德の階級性を見つめる。裁判所か、公序良俗(民法九十條)をいかに不當に使用してゐるかを、ハッキリ知つてゐる——それこそは、小作人にとつて、不利益きはまる道德關係をさす。小作人が、その利益のために、小作人の正義のためにする一切の行爲が、みな、ブルジョアの信義に反するであらうことは、あらためて言ふまでもない。

ブルジョア道德の倫理的徳目「信義」が、いかに御用立てられてゐるかを見よ。
 (イ) 信義に反して、賃貸借契約終了を妨げる目的をもつて、みだりに作付をなしたるときは、それを契約打切りの理由とする。(9)

(ロ) 信義に反し故意に小作料を滞納したるときは——不納同盟撲滅のため——契

約を解除する。(16)

(ハ) 信義に反し、買取らしむる目的をもつて作付をなしたるときは、地主は、その作付を買ふ義務を有しない。(18)

右の場合に、地主は、一應これを利用して、いかなるものについても、「信義に反する」といふ理由をもつて、小作人に應戦できるのであり、これを克服するためには、小作人において、その「信義に反せざる旨」を舉證しなければならぬ。法廷における舉證責任の轉嫁といふことは、その義務をもつものと、もたないものとの間にとつて、非常な差が生ずることは、いふまでもない。しかも、いま、その極めて不利な義務を、小作人に轉嫁せんとすることは、いかに露骨な階級法の戦術であるかを、物語るのみである。あるものは、かうした徳目を、理想規定だといふが、しかし、われわれは、これをブルジョアのための戦略であるといふことを、ハッキリ見破りうる。末弘博士は、——(昭和二年改造新年號)——小作法は、出来るだけ法廷におけるフエーヤープレ

ーをさせるのが目的だと言つてゐるが、われらによれば、小作人を法廷へおびきよせ、事件を、法廷へ持出さなければ解決出来ないやうに、仕組んでおいて、出て行く小作人を、かたつばしから、叩きのめす魂膽が、この草案の中に、あふれてゐるといふのである。

とくに、(ロ)の如きものは、『不納同盟』を、つていつ的に、厥ちらすための條文であつて、われわれは、かゝる陰謀を、粉碎し、これを、再びたつ能はざらしめなければならぬ。法案は、後にもいふやうに、いかにして、地主のために、小作料をかき集めやうか、といふことを、注意深く計畫してゐる。そのためには、青田假差押も、立入禁止をも、これをその材料となし、また「供託」などといふ制度を利用し、國家機關が、地主の手さきになつてまで、小作人を屈服せしめんとしてゐるが故に、われわれは、まづこの第一關門から、叩きこわす必要がある。

かくて、「信義」の徳目を謳うかぎり、われわれは、それを、魔海のさそひ唄として

極力組織をかためて、反抗せねばならない。

(三)

定期小作——わが國の水田小作には絶無といつても良い——の契約を五ヶ年以上といふことにした(11)だが、われわれは、おそらく、五ヶ年限度を意味するものと考へ、その限りにおいて、五ヶ年毎に、小作料をあげられることが企てられ、許容されてゐるものとおもふ。それは、小作契約の期間を長く規定すれば、小作人の對抗力を強めるから、逆に短くして、たえず、小作人が、地主の嬉嫌をとつてをらねばならないやうに規定したものとおもふ。さらにまた、「不當の理由による解約の禁止」(15)といふことが叫ばれてゐるにも拘らず、小作料増額は、地主の行爲として、決して不當の行爲——理由——とはならないから、小作料増額については、何等の制限にもならず、もし、その他の「不當の理由」によつて、解約させたにしても、小作人は一ヶ月以内に訴訟を提起しないかぎり(見よ「小作人が一ヶ月以内に訴をこすのだ」——それは、

もはや、どうともすることが出来ないといふ(15)宣言を見るにつけて、あまりの不法ぶりに、憤慨を禁じえない。

(四)

將來、小作法案がとほつたのち、おそらく、定期契約要求が、かゝげられ、まきおこされるのであらふ。けれども、法案は、前記のやうに、五ヶ年限度の銘をうつてをき、その期限がされたときには、六ヶ月乃至一ヶ年前に、拒絶通知をすべきこと(12)が規定せられ、通知をなさないかぎり、契約が更新されるものといふことにする。だが、この規定は何を意味し、何を言はんとするのであるか、われらは、いまや、廣汎なる不定期小作層をそのまゝにして、——(契約期間の明かならぬものは凡て不定期とする(14))——無登記對抗(それも、最大二ヶ年)のみを看板にかけてゐる、羊頭狗肉政策を、嘲はねばならない。

つぎに、不定期契約の解約に際して、解約申入後、二ヶ月以内になした、その解約

反対の申立を、小作調停法——（見よ、小作人の骨ぬき法律への連絡の第一歩を）——が受理したときは、調停が終了するまで（長くて一ヶ年位）契約が存続するものとみとめる。但し、却下されれば、それまでであるし、また、却下通知後二ヶ月以内に、更新に關してなした申立が、調停法に受理された場合には、その調停が終了するまで契約を繼續するものとす⁽¹³⁾と規定されてゐるが、こんななまぬるい規定では、あつてもなくとも同じことである。

(五)

さて、ここに、もつとも悪辣な條文第十六條に及ぶ。これはさきに、滞納、ことに不納同盟撲滅法として、かかげたばかりでなく、その他の滞納であつても、全額一年分以上に及んだならば、もはや、契約解除の理由が確立するといふのである。われわれは、これにおいて、「やつとこさ」に暮らしてゐる貧農たちが、しばしば見舞はれるところの凶作——不可抗力の損害——を自分たちに負はせられてゐることを示す滞納を

まで、地主の武器——契約解除権——たらしめる仕組をとるに至つたといふ點を、心から憎まねばならない。むさぼりにむさぼり、そのはてに凶作の打撃をまでもふり翳して、小作人壓迫——搾取——の具たらしめやうとする心事は、正に人間の心でない。法案は、凶作の解決策をかゝげないし、また、平素の小作料標準規定をも掲げない、それ故に、そのゆくところは、ひたすらなる小作人彈壓のための意識的驀進であるといふことが、あまりにも明白である。われわれは、この陰謀を、捨てゝをかれない、農民は、今こそふるい起つてこの專制的法案に抗爭せねばならない。

(六)

「地主は、小作人がもつてゆく小作料を、一部分だからといつて拒むことをえない、その代りに、それをうけとつたからといつて、それ丈に減額したものとも認めない」¹⁰⁾と規定した。かくて、これは、地主をして、「今年はいくらにまけてやるから、もつてこい」と言はせ、小作人がもつて行つたときに、ゴマ化して、證據になる受領證

(一年分にするといふ)を與へさへしなければ、訴訟によつて、その不足分を請求出来ることになる。そのとき、小作人は、どんなことをいつても、おそらく、地主がなした釣り出しの言葉を、證明出来ないであらふし、また、十中の九までは、不可能である。いつたい、この規定は、それ以外に、何を意味するのだらふか？

(七)

法案は、「涙金」の規定を次の如くにもうけた。

(イ)有益費償還。(ロ)作離料。(ハ)作株買取義務。(ニ)作物買取。

(イ) 有益費償還⁽¹⁹⁾

いままでのブルジョア民法第二百九十七條をさへも、さらに限定して、地主が土地の改良を承諾した場合だけ、償還するといふのである。然し地主は土地改良を特に承諾しないであらうし、承諾しても證據はかくすであらう、土地を改良し、土地を肥やすのは小作人のつとめで、地主は爲に収益を多く得られるのみか、土地の値段も騰る、

かくて、その他一切の有益費は、こゝに、地主のポケットへ自動的に吸入される。

(ロ) 作離料請求⁽²³⁾

賃借小作料一ヶ年分以内十二分の一以上といふことにした。この過少なる涙金をもつて、父祖傳來、粗雑なる土を耕やして、肥沃地たらしめた小作人を、追ひ拂ふ代價たらしめる。事實、小作料が安いほど、特殊關係が深いことを意味するに拘らず、かゝる馬鹿げた規定をもうけたのは、愚か、奸か。しかも、その額について地主と小作人との協議の調はないときは裁判所は勅令で定められた鑑定委員會の意見を聽いて定める、鑑定委員は地主の味方で小作人の敵ではないか、われわれは、アイルランドあたりの七年分以下一年以上といふ作離料を、知つてゐるだけ、この鬼ヶ島の壓制に胸がたぎる。

(ハ) 作株買取義務削除⁽⁷⁵⁾

小作人の間に生じた作株料は、もとより、地主が買ひとらねばならないこといふま

でもない。當然なものを當然にきめただけである。

(二) 作物買取⁽¹⁸⁾

作物は、その悪意のものと見られないかぎり、時價をもつて（見よ「時價をもつて」といふ）買取られることになる。實入り一ヶ月前の作物の時價をもつて、やられることを拒みえないではないか。われわれは、報拗につきまといふかれらの貧慾心を、かく見る。

さて、吾々において、一應の規定はなしたが、その價格については、常に紛争がまきおこされるものと見なければならぬ。かゝる場合のために、「鑑定委員會」がもうけられる。それはいかにしてか。勅令によつて（凝視せよ「勅令による」のだ、いかなる黄色、黒色の狗がとび出すかわからない）組織されるといふ。思ふだけでも、われわれは、何が、出てくるかを推測しうるではないか？かくて、かれらの手によつてズタズタに引き割かれ、チギリとられて、涙金とは「涙を流さしめる金」といふことに

まで、進んでゆくことは疑をいれない。

(八)

しからば、いかなる場合には、その涙金だけは、（たとひ涙の出るやうな額でも）要求しうるであらふか、われわれは、そのための問題となる「作離料」（父祖傳來の小作地にたいするものをもふくめて）を考へねばならない。第二十三條の作離料は、(8)(10)(12)にのみ、適用せられるものといふ意味にしかなりえない。果して然りとすれば、不定期小作にたいする解約、及び定期小作にたいする解約、または更新拒絶のみの場合に適用するのであつて、第十五條による、ある理由による契約の解除、または第十六條の滞納による解除については、「作離料」一文をもとれないといふことを宣揚してゐるものとしなければならぬ。もとより、それらの解約といへども、不定期小作においては、第八條による申入のやうに考へえないでもないが、しかし、われわれは、第十五條及び第十六條は、それらとは違ふ獨立規定であることを主張せねばならぬ。その

かぎりにおいて、第二十三條が、その條文に、第八條、第十條、第十二條と明規してゐるところに、かれらの要求してゐる意志をみとめねばならない。

末廣博士は昂然として、反動的にも、「すでに不納同盟などをするに至つては、耕地を投げ出してやつてゐることは覺悟の前だ」といひ、それ故に、契約解除が正當視されるのだといふことを（文藝春秋三月號）いひはなつてゐる（しかも博士は、法案起草者なのだ）ところに見ても、われわれは、これをもつて、苛酷なる小作人虐めの戰術規定であるとし、また、作離料をもまき上げて、残酷な敗北を小作人にあたえんとする旨であると、解釋する。

こゝに、農民組合覆滅の意圖を握りうるではないか。

（九）

小作爭議解決のための訴訟は、その小作地所在地を管轄する區裁判所とし、非訟事件手続法で行ひ(27)その裁判についての抗告は二週間以内(28)と限定される。そしてさら

に、有益費及び作離料による訴訟にあつては、裁判所の職權をもつて、小作調停法に移してしまふことが出来る、その移されたことについては「不服」を申立つることが出来ない。(29)といふのである。

かくして、職權をもつて、絶體的強制的に、小作調停法へ引きうつしてしまふのである。そこには、御用委員たちが、手ぐすねをひいて、まつてゐる。その中へ、ひき入れられねばならない。訴の費用は、すべて民事訴訟法によるから、まけた方が全部の印紙代、鑑定人、證人の費用等をもたされることになる。(辯護士費用はいらない)

五、小作地轉貸借の效力及終了

（一）

轉貸借については、出来るだけこれを禁じてゐるが、しかし、市町村、または、利益を旨としない團體(法人)については、これの除外例をみとめる。(31)(32)(33)ところで、

一方において、これを打切らねばならないと規定してゐながら、他方(70)には、その期間の不確定なものは、施行のときから二十ヶ年間——(思ふても見よ—賃貸借では不定期とみとめいつでも解約申入をなされるのに反して、二十ヶ年といふのだ)——なほ、その轉貸借をみとめるといふ。

かれらは、轉貸借によつて、賃借人間の分裂、すなはち、轉貸人と轉借人との間に、フラクションをおこさせ——小作關係による利害相反の利用——することが、地主と小作人階級との對立を鋭くしないことだと考へ、それを妨げるために、御用團體をしてその役割を果さしめやうとし、既存の轉貸借を長命せしめやうと計る。何故に、かれらは、弊害を認めてゐる「轉貸借契約」を、賃貸借にまで改正することなく、かゝる擁護をなするであらうか、われわれは、これを、右の意圖として解することを正しいと思ふ。

貧農はとくに、これを見つめ抗争をまさおこさなければならぬ。

(二)

轉貸借に關する規定については、すべて、賃貸借契約の規定を準用する(34)(35)かくて、小農と貧農との間に、分裂を生ぜしめる計畫が明白に讀みうるのだ。

六、永小作權の效力及び終了

(一)

「永小作關係によつては、小作問題の解決が不可能である」といふことは、(末弘博士「物權法」下卷五五六)一部の學者にいはれることであるが、それにもかゝらず、われわれは、これを必要視するといふのは、不完全なるブルジョア民法の耕作權確立就中、小作權の物權化には、あくまでも、永小作の獲得を必要とするからである。のみならず一般小作人は、不定期小作についても、その小作を奪はれることを、深く考へることなく、ひたぶるに、とくべつな惡意の背任行爲をなさないかぎり、永久に、耕作しう

るものと考へてゐるのであり、農民組合の法廷戦術としては、これのみが、要求の目標となつてゐるからである。されば、小作法であるかぎりにおいては、不定期小作も、かゝる意味の物権は對抗力あらしめることをなさねばならぬにも拘らず、それらを顧みやうともしてゐないのは、あまりに、階級性の露骨な侵略に心を奪はれるからである。われわれは、いま、この規定の検討をはじめなければならぬ。

(二)

従來の永小作權は、二十ヶ年以上五十年以内といふことであり、民法施行前のものにあつては、その施行後、五十年にして消滅する（民法施行法第四十七條）といふことになつてゐるのを、とくに、果樹の栽培についてのみは、二十年以上七十年までをみるとめ、それをこえたものは、七十年とし、更新をゆるす⁽³⁸⁾ことに規定した。

だが、思ふに、果樹園についてのかゝる規定は、小農、中農階級をのみ、目標としたのであつて、貧農階級、とくに、耕作による永小作權をば、何等顧みるところがな

いといふ點を、見つめなければならぬ。

木を植えることは、簡単なことである。だがしかし、荒地を拓いて、沃土にするまでの苦心、——それのみが永小作の典型的な發生原因である——は、とうてい、比較にならないものである。にも拘らず、それらの苦闘はかへりみられないで、ここに、美しき果樹のみが、かれらの注目に値したといふのである。かくして、ここに、地主は、沃田をまんまと、せしめることを得るに至り、そのために、ひそかなる北叟笑みを、もらすことであらう。

(三)

永小作權満了のとき、小作人がなほ繼續的に耕作する場合に、地主が、「知つてゐて」異議をのべないときは、さらに存續期間を二十年として契約をつゞけるものと推定する³⁹⁾といふのであるが、なぜ、賃貸借に準じて、更新をさせないのであるか、なぜ、知つてゐただけが二十年で、知らないときのことは、これを規定しないか、——

恐らく、知らないことが證明されねば、打切るべきものだらふ——が大いに疑はれる。「推定」は、いつでも、反證のあがるときに、くつがへされる。

次に、永小作人が破産するとき及び、二ケ年分の滞納をしたときには、一ヶ月以上の期間をもつて催告し、小作料の支拂がないときに、その契約を打切る⁽⁴⁰⁾といふ。

これは、いふまでもなく、民法第二百七十六條の惡則を、やや改めて（一ヶ月以上の催告のみを）再びもち出したものである。しかも、ここにわれわれは、次の許すべからざる奸策を見る。

（イ）破産による永小作権の取立

永小作権は、小作人が、破産したことによつて、地主の手に、まき上げられるべき何等の理由がない。かかるときに、とく別な、先取特権をもうけて、小作人を救済し、その永小作権によつて、衣食の資をえしむることのみが正しいのである。ことに、現段階における、經濟過程にみるならば、小作人が破産をすることは、まことに、明白

である、かれらこそは、風前の燈火でなければならぬ、しかして小作地取上げのときには、時價をもつて、その償金を支拂ふべきことが、附則に言はれてゐるけれども、われらの要求は、償金をとることではなく、永く小作することにあるのであつて、かかる、口實のもとに、生存の資力たる永小作権が、地主のポケットへ吸入されるといふことは、實に、鬼心にあらざれば認めえないことである。

（ロ）二ケ年分の滞納

さきにもべたと同様に凶作が、これに直接影響する。とくに、永小作においては、不可抗力の減額請求が絶對ゆるされないのであるから、不可抗力があれば、たちまちに、奪還されねばならぬ。

「二ケ年とは」二ケ年分にあらずして、二ケ年滞ることといふ大審院の判例があるにも拘らず、いままでは、民法の規定にある、慣習による制限によつて、首をつながれてゐたが、一旦、小作法にとり入れられた以上、永小作権は、容赦なく、奪略される

ことになる。

見よ。これらの奪略的豫圖を、われわれは、かゝる殘虐性を、農業法律には見出しえなかつたのだ。

(四)

かくて、われわれは、奪略につぐ強奪は、搾取につぐ蹂躪の意圖を、かれらの法案から、赤裸々にも認識するをえたのである。かれらは、われわれ被抑壓人民層に向つて、かゝる殘酷無比の法律をつくり、その惡法を、すべて支配階段の武器として、苛斂誅求の亂舞を夢みさせやうとする。

七、小作條件の變更

(一)

不可抗力によつて收穫高が減少するときの減額免除の申出は收穫着手の十五日前に

なすこと⁽⁴²⁾そして、この檢見の申出があつたならば、すぐこれを行ひ、方法が一致しないときには、小作官(官製)の定めたものにしたがひ、これを行ふ⁽⁴²⁾ことになる。

十五日以前といへば、いまだ、作の良し惡しがハッキリきまつてゐないときであり、それにも拘らず、檢見を申込まないかぎり、とくべつな宥恕の理由がない以上、無効になるといふやうな亂暴な規定をかかげるが、さて、その次に檢見を拒んだならばどうなるか、方法の點は、規定してあるが「ケミ」については、何等さだめない。しかも、檢見を拒むものは、常に地主であることを、われわれは、知りぬいてゐる故に、この點を、いちじるしく不當とおもふ。また、小作官がとび出して何をいふやら知れたものではない。

但しケミについて契約または慣習のあるときは、それにしたがふ⁽⁴⁴⁾といふけれどもそれらの契約や慣習は、一つとして、小作人に有利なものはなく、「坪刈」「分ケ刈」位のところ關の山である。その「關の山」がまたはななだ不當——地主へのみ利益——

—であることは、いふまでもない。

(二)

行政官廳も必要ありとみとめるときに、減收調査をやることになるが、(46)(44)これまた、地主にたいしては、まことに微力なものばかりであつて、その出鱈目ぶりは、豫想にあまる。

かゝる場合にとび出すべき御用委員「小作委員会」のことは勅令(何と笑止ではないか)できまるから、ここには發表出來ないといふ。(49)

不當な小作委員会の評定にたいする。當事者及小作官の申立は、裁判所のためには鑑定委員会の意見によつて、取消すことが出来るが然し、裁判所の判決にたいしては不服を申立てえないし、申立は、小作委員会の通知があつてから二週間以内でなければならぬ(50)といふ。だが、こんな規定は、よほどヒドイ場合のほかは、採用されえないこと明白である。

(三)

當事者の合意で、小作条件の改定をさせるために、數人の仲裁人を選定することをえ、それを小作委員会の代りにすることが出来る。したがつて「(50)(51)(52)」の規定を準用しうる(52)。

當事者にとつて、双方良いやうな仲裁人などの設定を考へることは、階級對立の尖鋭化を前にしてゐるだけ、むしろ、滑稽にすぎて悲哀を感じる。だが、かれらにとつては、自由主義者、中間的浮動者がかつて、農村の「没落せる平和」を支へやうとすることが一つの理想であらう。

八、小作料の供託

(一)

小作料供託に關する十ヶ條が規定せられたが、それは、要するに、資本主義專制國

家が、その地盤であり藩屏であるところの地主階級を、支持するために、司法機關をその手先きたらしめ、小作人から、滞りなく小作料をまき上げることが、唯一の念願とし、小作人克服の奥義とするものと考へられる。

法案は、小作爭議の中心問題たる、小作料滞納處分第二の突撃——第一はすでに十六條にかゝげた——として、「立入禁止」と「立毛假差押」の公認公許をかゝげるに至つた。これにおいて、かれらは、いみじくも、小作人の胸倉をつかんで、ピストルをつきつけることをも、正當なりと折紙づけるのである。

「もしも、立入禁止、または青田差押をのがれたければ、供託をしろ」といふ、供託したものは、永久に、小作人の手には戻つてゆかない、それは地主の懐へみな、渡されてしまふのだ。そしてその媒介人は、裁判所、調停委員、等々——國家資本主義のあやつり人形共——である。

(二)

供託は、單に滞納だけではない、まだ滞納しないときであつても、「小作爭議のあそれあるときに、裁判所へ申立てると、裁判所は、『假處分か然らずんば供託か』をやることをうる」(56)といふラベ棒なことにまで進んゆく。

いつたい、前年度において、滞納しないで全部支拂つたものが、その年の收穫なくして、供託すべきいかなる「金」をもつてゐるであらふか、また、「供託」制度を、虎の子にしてふりまはしてゐるが、小作人が、青田を差押られてゐながら、何をもつて供託が出来るといふのであるか、わが帝國主義の没落過程は、かくして、そこに、盲目的突進をなしつゝ、馬を賣れ、娘を賣れ、妻も子も賣れと迫つてゐるではないか。われわれは、これら専制政治家のいふことを、どこまできいてゐれば良いのか？

(三)

供託について、こまかい規定があるけれども、それらは、いまのわれわれにとつて一つとして役に立つものではない。ただ、いかに、惡辣であるかを證こだてるにすぎ

ない。したがつて、ここに、それを略して、詳細の取扱はこれを後日にゆづるであらう。

九、罰則

(一)

何を罰するの。

「鑑定委員會のてん末、意見、その多少の數または小作官の意見、等を、故なくして、公表したものは一千圓以下の罰金をとられる」といふ(65)恐ろしいかなである。かくて、かれらブルジョアジの代辨共は、秘密會をもつて、小作人の膏血をしぼり、これを地主へ與へんことを論議するかぎり、命が危いかも知れぬといふことゝまた、さういふ恐なからんことをいひののだといふことが、讀まれるであらふ。

秘密主義、秘密の國へ、かくて、いまや、没落の潮流へのり出した最後の段階にお

ける××××の鎖國政策は、明白に、規定せられる。かれらは、農民を彈壓し、小作組合、農民組合を、屠殺せぬかぎり、夢まどらかならざるものがあるだらふ。

(二)

次に、供託における誓約をやぶつたもの——誓約をやぶつて地主の懷をいためたもの——は三百圓以下の罰金に處せられる(66)。

われわれにとつては、いまや、そんな誓約によつて、屈服をする必要はないのだ。

十、附則

(一)

本法施行の際、現に存する小作地の賃貸借にして五年未満のものは、契約の時より五年とする(69)これに反して轉貸借は不定期であつても、本法施行の時より二十年間の效力を有す(70)るといふのである。何故に、かかる差等をつけねばならぬだらふか

(11)

「本法施行の際、現に作株（小作権、土地代、甘土代、ざる代、鍬先代等の名稱をもつて賣買せられるもの）又は、永小作権の賣買の慣習ある地方において、その慣習の存続する小作地又は、永小作地を返還せしむる場合においては、相當の償金を支拂ふことを要す」(75)るといふ。

相當の償金とは、誰が請求するのか小作人か、鑑定委員かそしてまた、いかなる程度を意味するのかが、ハッキリしない。

十一、結 論

われわれは、以上において、きはめてかたんな筋だけを曝露するにとどめた。だがそれでもなほ、かれら支配階級が、いかに、おどろくべき陰謀をもつて、無産階級の陣營に、おそひかからふと身構えてゐるかといふことがわかる。

われわれは、農民組合のあらゆる戦術をモギとつて、無抵抗になつた農民を、思ふ存分に搾取しやうといふ、かれらの醜惡見るにたえざる正體を、つきとめたのである。

ブハーリンは「小農階級とプロレタリアートとの間を分離せしめる諸要因は、同じく私的商品の性質から生まれてくる」といつてゐるが、わが支配階級は、小農と貧農とを、分裂させて、階級抗争の邪魔だてをしやうといふ笑ふべき、試み——そんな溝は何にならう——をもぢつて、轉貸借その他を守つて見る。

だが、かれらのジタバタする心持を、よくのみ込んでゐる以上、われわれはどこまでも抗争するだけだ。かれらは、貴族院や、地主協會や、地方代議士をくくりまとめて、進んでみても、われわれは、いよいよ、ますます、結束をかため、質的教育を達成して、かれらの彈壓政策を踏みつけんが爲めに、熾烈な闘争をまき起すであらう。いまや、わが無産階級運動は、起つべきとき、立ち上がらねばならぬときに際會してゐる。まことに、貧農層を結合し、誘導し、階級闘争戦線へ轉化するために、この投げ

られたる闘争の楔機を——小作法案を——とらへて、ふるひ起たなければならぬ。
 あらゆる彈壓法——治安維持法、暴力行爲、取締法、各府縣令による争議取締法等は
 檢束法、懲役、禁錮、罰金法——とかたく結びつき、どこまでも、際限なく「生き血」
 をすすらふとする支配階級に向つて、勇敢なる闘争に進み出でねばならない。さうで
 ない限り、われわれは、合法的に殺されてしまふのだ。(完)

附 録

本文中()の中の數字は條文を指すも
 のであるから、その意味において、
 利用せられたい。

(一) 小作法草案

第一章 總 則

第一條 本法は耕作を目的とする土地の賃貸借及永小作に之を適用す

本法において小作地と稱するは前項の賃貸借の目的たる土地を謂ひ永小作地と稱するは前項の永小作の目的たる土地を謂ふ

第二條 賃借人が小作地に付隨して宅地、採草地、立木、建物その他の物を使用または収益する権利を有する場合においてその権利の存続及消滅は小作地の賃貸借の存続及消滅に従ふ但し當事者が別段の定めを爲したるときまたは小作地の付隨物に關する債務不履行に因り契約の解除ありたるときはこの限に在らず

第三條 第八條乃至第十條、第十二條、第十三條、第十八條及第七十五條の規定に異る契約にして賃借人または轉借人に不利なるものはこれを定めざるものと看做す

第二章 小作地賃貸借の效力

第四條 小作地賃貸借はその登記なきも小作地の引渡ありたるときは爾後その小作地に付物權を取得したる者に對しその效力を生ず

民法第五百六十六條第一項及第三項の規定は登記せざる賃貸借の目的たる小作地が賣買の目的物なる場合に之を準用す

民法第五百三十三條の規定は前項の場合に之を準用

第五條 小作地の賃借權は賃貸人の承諾あるに非ざれば之を讓渡することを得ず但し別段の慣習ある場合においてはその慣習に従ふ

第六條 賃貸人がその小作地または永小作權を賣却せむとするときは命令の定むる所に依り賃借人に對し一定の期間を定め買取の協議に應ずべき旨を通知することを要す

第三十三條の法人又は團體が前項の通知を受けたる場合において買收の意思なき

ときは命令の定むる所に依り遅滞なくその小作地を使用する團體又は住民に對し前項の通知に基き貸貸人と直接買取の協議を爲すべき旨の通知を爲し且その旨を貸貸人に通知することを要す

第七條 前條の期間内に賣買の協議調はざるときは爾後貸貸人はその小作地又は永小作權を他に賣却することを得期間満了前と雖前條の通知を受けたる者買取の意思なきことを表示したるとき又同し

第三章 小作地貸貸借の終了

第八條 當事者が小作地貸貸借の期間を定めざりしときは各當事者は民法第六百十七條第二項の規定に拘らず何時にても解約の申入を爲すことを得

小作地貸貸借は前項の解約申入後一年を経過するに因りて終了す

第九條 前條または第十三條の規定に依る貸貸借終了の場合において小作地に終了の時より一年内に收穫すべき作物（作物に付主従の別あるときは主たる作物）が

現に存するときは收穫終了するまで貸貸借はなほ存續するものと看做す但し貸借人または轉借人が信義に反し貸貸借關係の終了を妨ぐる目的を以て濫に作付を爲したる場合はこの限に在らず

第十條 當事者が小作地貸貸借の期間を定めたるもその一方または各自がその期間内に解約をなす權利を留保したるときは前二條の規定を準用す

第十一條 小作地貸貸借の期間を定むるときはその期間は五年を下ることを得ず若し之より短き期間を以て貸貸借を爲したるときはその期間は之を五年とす前項の規定は兵役、疾病其の他已むことを得ざる事由に因りて自ら耕作すること能はざる爲一時土地を貸貸する場合又は土地使用の目的の變更その他特別の事由に因りて五年以上貸貸すること能はざること明かなる場合には之を適用せず

第十二條 前條第二項の規定に依り五年未滿の期間を定めたる場合を除くの外小作地貸貸借の期間を定めたる場合において當事者が期間満了前六月乃至一年内に相

手方に對し更新拒絕の通知又は條件を變更するに非ざれば賃貸借を更新せざる旨の通知を爲さざるときは前賃貸借と同一の條件を以て更に賃貸借を爲したるものと看做す

第十三條 第八條又は第十條の規定に依る解約の申込ありたる場合に於て其の申入後二月内に賃貸借の繼續に關し小作調停法に依る調停の申立の受理ありたるときは其の賃貸借は調停終了する迄依存するものと看做す但し調停の申立の却下ありたるときは此の限に在らず

前條の規定に依る通知ありたる場合に於て其の通知後二月内に更新に關し小作調停法に依る調停の申立の受理ありたるときまた前項に同じ

第十四條 小作地の賃貸借に付期間の定あること明かならざる時はその賃貸借の期間の定なきものと推定す

第十五條 小作地の賃貸人は賃借人の背信の行爲なき限り不當の理由により惡意を

以て解約の申入をなしましたは契約の更新を拒むことを得ず

賃借人解約の申入または更新の拒絕が前項の規定に反することを主張せむとするときはその申入または拒絕の通知を受けたる日より一月内に訴へを提起することを要す

第十六條 小作地、賃貸借においては賃借人が信義に反し故意に賃貸人を害する目的を以て小作料を滞納したるとき又は小作料全額の一年以上の滞納その之に準ずべきものとして命令に定むる滞納を爲したるときは賃貸人は契約を解除することを得

第十七條 賃借人が小作料の一部の支拂をなさむとする場合においては賃貸人は正當の事由あるに非ざれば其の受領を拒むことを得ず

前項の場合に於て賃貸人は一部の支拂を受領するも之が爲小作料の減額其の他の請求を承諾したるものと推定せらるゝことなし

第十八條 小作地返還の場合に於て小作地に作物あるときは賃借人は賃貸人に對し時價を以て之を買取るべきことを請求することを得但し賃借人又は轉借人が信義に反し買取らしむる目的を以て濫りに作付を爲したる作物に付ては此の限りに在らず

第十九條 小作地返還の場合においては賃借人は命令の定むる所に依り賃貸人に對してその承諾を得て爲したる客土、灌漑排水工事等小作地の改良の爲に支出したる費用その他の有益費の償還を賃貸人に對し請求することを得
前項の規定に異りたる慣習あるときはその慣習に従ふ

第二十條 第十八條の規定に依る作物の買取價格又は前條の規定に依る有益費の償還額に關し當事者間に協議調はざる場合においては申立に依り裁判所は鑑定委員會の意見を聽き之を定む

第二十一條 前條の場合において賃貸人が作物の代價または有益費の償還に充つる

爲裁判所の命ずる額を供託したるときは賃借人は小作地の返還を拒むことを得ず

第二十二條 鑑定委員會の組織その他必要なる事項は勅令を以てこれを定む

第二十三條 賃貸人が第八條若しくは第十條の規定に依り解約の申入をなしたる場合又は第十二條の規定に依り契約の更新を拒みたる場合に於ては賃貸人は賃借人に對し契約を以て定めたる一年分の小作料の全額以下十二分の一以上に相當する額の範圍内において作離料を支拂ふことを要す賃貸人は作離料の支拂と引換に賃借人に對し小作地の返還を請求することを得

第二十四條 前條の規定は左の各號の一に該當する場合において賃貸人が第八條若しくは第十條の規定に依り解約の申入を爲したるときまたは第十條の規定に依り契約の更新を拒みたるときはこれを適用せず

一、賃借人は責に歸すべき事由に依り賃貸人が小作地賃貸を解除することを得べき事由存するとき

- 二、小作地賃貸借の更新を爲す慣習なきとき
- 三、第十一條第二項の規定に依り小作賃貸借の期間を定めたるとき
- 第二十五條 賃貸人は作離料の支拂に充つる爲小作料一年分に相當する額を供託することを得
- 第二十六條 作離料の額に付當事者間に協議調はざるときは申立に因り裁判所は鑑定委員會の意見を聽き一切の事情殊に左の各號の事項を斟酌して之を定む
 - 一、賃借人の通常受くべき損失
 - 二、賃貸人が小作地賃貸借を終了せしむるに至りたる事情
 - 三、小作地の普通の收穫高
 - 四、小作料の額
 - 五、賃借人が小作地を繼續して貸借したる期間
 - 六、第七十五條の規定に依る償金の有無及額

第二十七條 第二十條及前條の規定に依る裁判は小作地の所在地を管轄する區裁判所において非訟事件手續法に依り之を爲す

第二十八條 前條の裁判に對しては即時抗告を爲すことを得その期間は之を二週間とす

第二十九條 第二十條及第二十六條の規定に依る申立を受理したるときは裁判所は職權を以て事件を小作調停法に依る調停に付することを得この場合において調停に付する裁判に對しては不服を申立つることを得ず

第三十條 第二十條及第二十六條の規定に依る裁判の費用に付ては民事訴訟費用法第十六條及民事訴訟用印紙法第十六條の規定に依る

第四章 小作地轉賃借の效力及終了

第三十一條 賃借人は賃貸人の承諾あるときと雖も小作地を轉貸することを得ず但し命令の定むる特別の事由ある場合においてはこの限に存らず

前項但書の場合において賃貸人は正當の事由あるに非ざれば小作地の轉貸借を拒むことを得ず

第一項但書の規定に依る消轉貸借の消滅に關し必要なる事項は命令を以て之を定む第一項但書の規定による小作地の轉借人は更に之を轉貸しまたはその權利を讓渡することを得ず

第三十二條 賃借人前條第一項の規定に反しまたは同條第三項の規定による命令に反し第三者をして小作地の使用または収益を爲さしめたるときは賃貸人は小作地賃貸借の解除を爲すことを得

轉借人前條第四項の規定に反し第三者をして小作地の使用または収益を爲さしめたるときは轉貸人は小作地轉貸借の解除を爲すことを得

第三十三條 産業組合その他營利を目的とせざる法人または團體が賃借したる小作地をその團體員に使用及収益せしむる場合においては第三十一條の規定は之を適

用せず市町村その他の公共團體が賃借したる小作地をその住民に使用及収益せしむる場合また同じ

前項の團體員または住民がその小作地を第三者をして使用または収益せしむる場合においては前二條の規定を準用す

第三十四條 第十八條乃至第二十一條の規定は第三十一條第一項但書の規定による轉貸借に付きこれを準用す

第三十五條 第四條の規定は第三十三條の法人または團體が賃借したる小作地をその團體員または住民に使用及収益せしむる場合においてその小作地に付物權を取得したるものとその團體員または住民との關係につきこれを準用す

第八條乃至第三十條の規定は第三十三條の法人または團體が賃借したる小作地をその團體員または住民に使用及収益せしむる場合にその法人または團體と團體員または住民との關係につきこれを準用す

第三十六條 小作地の轉貸借ある場合においては轉貸人は轉借人に對し命令の定むる所に依り小作地賃貸借終了に關する通知をなすことを要す

第五章 永小作權の效力及終了

第三十七條 第六條、第七條、第十八條乃至第二十一條の規定は永小作人との關係に付之を準用す

永小作人が永小作地を賃貸したる場合において前項の規定に依り準用せらるゝ第六條の規定に依る通知はその土地の賃借人に對し之を爲すことを要すこの場合に於いては第七條の規定を準用す

第三十八條 果樹の栽培を目的として永小作權を設定したる場合においてはその永小作權の存續期間は二十年以上七十年以下とす若し七十年より長き期間を以て永小作權を設定したるときはその期間は之を七十年に短縮す

前項の永小作權の設定は之を更新することを得但しその期間は更新の時より七十

年を超ゆることを得ず

第三十九條 永小作權の満了の後永小作人が耕作を繼續する場合において永小作地の所有者がこれを知りて異議を述べざるときは前契約と同一の條件を以て更に存續期間二十年の永小作權の設定ありたるものと推定す

第四十條 永小作人が破産の宣告を受けたる場合を除くの外民法第二百七十六條の規定による永小作權の消滅の請求は一月を下らざる期間を定めて小作料の支拂を爲すべき旨を催告しその期間内に支拂なきときに非ざればこれを爲すことを得ず

第四十一條 第十五條の規定は永小作地の所有者が第三十九條の異議を述べたる後一月内に永小作人がその土地に付賃借の申出を爲したる場合にこれを準用す

第六章 小作條件の變更

第四十二條 不可抗力に基く收穫高の減少を理由とする小作料の減額または免除の申出は收穫着手の日より遅くとも十五日前にこれを爲すことを要す但し宥恕すべ

き事由あるときはこの限に在らず

第四十三條 前條の規定に依る申出ありたる場合において當事者の一方が相手方に對し檢見の申出を爲さむとするときは遲滯なく之を爲すことを要す

檢見の方法に付當事者の協議調はざるときは小作官の定むる方法に依り之を行ふことを要す檢見の申出を爲すも相手方之に應ぜざるときは小作官の定むる方法に依り之を行ふことを得

第四十四條 前條第二項及第三項の規定は契約又は慣習に依り當事者が毎年檢見の上小作料の額を定むる場合において契約または慣習に別段の定ある場合を除くの外その檢見に付之を準用す

第四十五條 前二條の規定に依り檢見を爲す者は土地の立入、耕作狀況の調査、坪刈その他檢見の爲必要なる行爲を爲すことを得
前項の場合において生じたる損失は檢見を爲す當事者の負擔とす

第四十六條 行政官廳必要ありと認むるときは命令の定むる所により減收調査委員をして小作地または永小作地の減收調査を爲さしむることを得

第四十七條 減收調査に關する費用は勅令の定むる所により國庫及市町村之を負擔す

第四十八條 當事者は合意を以て關係地の所在地を區域とする小作委員會に對し小作料その他小作條件の改定を請求することを得

第四十九條 小作委員會の設立、組織その他必要なる事項は勅令を以て之を定む

第五十條 裁判所は當事者または小作官の申立により小作委員會の判定著しく不當なりと認むるときは鑑定委員會の意見を聽きその判定を取消すことを得この裁判に對しては不服を申立つることを得ず

前項の申立は小作委員會の判定の通知ありたる日より二週間内に之を爲すに非ざればその效なし

第五十一條 小作委員會の判定は取消の申立なくして前條第二項の期間を経過しま
たは申立の棄却の裁判ありたる時より當事者間において契約たるの效力を生ず
第五十二條 第五十條の裁判に付ては第二十七條及第三十條の規定を準用す
第五十三條 當事者は合意を以て小作條件の改定を爲さしむる爲一人または數人の
仲裁者を選定することを得前三條の規定は仲裁者の判定に付之を準用す

第七章 小作料の供託

第五十四條 小作料の支拂または小作地の返還を命ずる判決に付假執行の宣言を爲
す場合において裁判所は申立に因りまたは職權を以て債務者が相當額の保證を供
託することを條件として執行を免るべきことを宣言することを得

第五十五條 小作料の支拂または小作地の返還を命ずる判決に付假執行の宣言あり
たる場合において第一審の受訴裁判所は債務者の申立に因り相當額の保證を供託
せしめその執行の停止または既に爲したる執行處分の取消を命ずることを得

第五十六條 小作料に關し爭議を生ずるおそれある場合において必要ありと認むる
ときは裁判所は當事者の申立により債務者に對し相當額の供託を命ずることを得
裁判所は爾後の事情により前項の供託額の變更を命ずることを得
債務者が前二項の規定により供託をなしたるときは爾後その事件につき假差押を
なすことを得ず

第五十七條 小作料債權に基く假差押を命ずる場合において必要と認むるときは裁
判所は假差押の執行を停止しまたはすでになしたる假差押を取消すことを得るた
め債務者において供託すべき保證額を假差押命令に記載すべし

第五十八條 裁判所は小作料債權に基く假差押を命じたる場合において必要ありと
認むるときは債務者の申立に因り相當額の保證を供託せしめ假差押の停止または
取消を命ずることを得

第五十九條 小作關係の爭議に付債務者に對し小作地の占有を除く假處分を命ずる

場合において必要と認むるときは裁判所は執達吏に小作地の保管を命ずると同時に債務者が小作地の現状の變更その他判決の執行を妨ぐべき行爲を爲さざることを誓約を爲しまたは相當額の保證を供託することを條件として小作地の使用を債務者に許し得べきことを命ずることを得

債務者が前項の保證を供託したる場合において不法に小作地の現状を變更しその他判決の執行を妨ぐべき行爲を爲したるときは裁判所は申立に因り決定を以て債権者の爲に之を沒收す

第六十條 債務者に對し小作地の占有を解く假處分を命じたる場合において爾後事情の變更に因り必要と認むるときは裁判所は既に爲したる假處分の變更を命ずることを得

第六十一條 第五十四條乃至第五十八條の規定に依り債務者供託を爲したる場合において小作料債權確定したるにきは債権者は供託物に付他の債権者に優先して債

權の辨濟を受くる權利を有す

第六十二條 第二十一條、第二十五條、第五十四條乃至第五十九條及第六十三條の規定に依る供託は金錢または小作料として支拂ふべき物を以て之を爲す

前項の場合において著しく物の品質を損傷する虞あるときまたはその貯藏に付不相應なる費用を生ずべきときは執行裁判所は申立に因りその物を競賣し賣得金を供託すべき旨を供託物の保管者または執達吏に命ずることを得

第六十三條 小作料債權に基く假執行の宣言または假差押命令の執行として小作地の作物の差押を爲したる場合において相當と認むるときは執行裁判所は當事者の申立に因り債務者として差押物の隠匿、毀損その他執行を妨ぐべき行爲を爲さざることの誓約または相當額の保證の供託を爲さしめたる上執達吏占有のまゝ債務者をして收穫を爲さしめその他差押物に付管理上必要なる處置を爲さしむることを得

執達吏前項の規定に依り債務者をして差押物の保管を爲さしむるときは封印その他の方法を以て差押を明白にすることを要す

第五十九條 第二項の規定は第一項の保證につき之を準用す

第六十四條 本章の規定は永小作地の所有者とその永小作人並に小作地の轉貸人と轉借人との關係に付之を準用す

第八章 罰 則

第六十五條 鑑定委員または鑑定委員たりし者故なく評價の顛末、鑑定委員の意見若くはその多少の數または小作官の意見を漏洩したるときは千圓以下の罰金に處す

第六十六條 第五十九條乃至第六十三條の規定に依り誓約を爲したる者その誓約に違反したるときは三百圓以下の罰金に處す第六十四條の規定に依り準用せらるゝ第五十九條及第六十三條の規約に依る誓約を爲したる者に付亦同じ

附 則

第六十七條 本法施行の期日は勅令を以て之を定む

第六十八條 本法の規定は本法施行の際現に存する土地の賃貸及永小作に付亦之を適用す

第六十九條 本法施行の際現に存する小作地の賃貸借にして五年未滿の期間を定めたるものはその期間は契約の時より五年とす但し第十一條第二項に該當する場合において五年未滿の期間を定めたるものに付てはこの限に在らず

第七十條 本法施行の際現に存する小作地の轉貸借にして期間の定あるものはその期間、期間の定めなきものは本法施行の日より廿年間仍その效力を有す

第七十一條 第十一條乃至第十三條の規定を除くの外第二章及第三章は前條の轉貸借に之を準用す

第七十二條 本法施行の際現に存する小作地の賃貸借または轉貸借に付本法施行前

爲したる解約の中入にして本法に之に相當する規定あるものは之を本法に依り爲したるものと看做す

第七十三條 本法施行の際現に存する小作地の賃貸借にして本法施行後一年内にその期間滿了すべきものに付當事者がその滿了前六月内に相手方に對し更新拒絶の通知または條件を變更するに非ざれば賃貸借を更新せざる旨の通知を爲したるときは第十二條の通知ありたるものと看做す

第七十四條 本法の規定は本法施行前に賃借人又は轉借人の支出したる小作地の有益費の償還に付ては之を適用せず

第七十五條 本法施行の際現に作株（小作權、上地代、甘土代、ざる代、鍬先代等の名稱を以て賣買せらるゝものを含む）又は永小作權の賣買の慣習ある地方においてその慣習の存續する小作地または永小作地を返還せしむる場合においては相當の償金を支拂ふことを要す

第七十六條 本法において町村とあるは町村制を施行せざる地に在りては之に準ずべきものとす

マルクス書房新刊及近刊書

六四

労働組合運動叢書第一篇
ロゾーフスキー著 益田豊彦譯

四六版八十頁
定價三十錢

國際労働組合運動の統一
インタナショナルパンフレット第一輯

四六版九十四頁
定價三十五錢

國際資本主義と無産階級運動當面の任務
同第二輯 (譚平山、ブハーリン)

四六版九十六頁
定價三十五錢

支那革命の意義及び批判
レーニンの農業問題論文叢書第一篇
竹尾 弑譯

四六版百三十八頁
定價六十錢

貧農に與ふ (發禁)
(近く改訂發行の豫定、發行と同時に入手し度い人は前金で申込んで下さい)

四六版六十四頁
定價二十錢

産勞パンフレット第四輯
小作法草案の正體



祭安 1

22

マルクス書房新刊及近刊書

六四

労働組合運動叢書第一篇
ロゾーフスキー著 益田豊彦譯

国際労働組合運動の統一

四六版八十頁
定價三十錢

産業労働調査所編輯(ブハーリン、ロゾーンスキー)
インタナショナルパンフレット第一輯

国際資本主義と無産階級運動當面の任務

四六版九十四頁
定價三十五錢

同第二輯 (譚平山、ブハーリン)
産業労働調査所編輯

支那革命の意義及び批判

四六版九十六頁
定價三十五錢

レーニンの農業問題論文叢書第一篇
竹尾 式譯

貧農に與ふ(發禁)

四六版百三十八頁
定價六十錢

産勞パンフレット第四輯
(近く改訂發行の豫定、發行と同時に入手し度い人は前金で申込んで下さい)

小作法草案の正體

四六版六十四頁
定價二十錢

昭和二年七月五日印
昭和二年七月十日發行

(定價二十錢)

著作權
所有

小作法草案の正體

與付

著者 産業労働調査所

東京市小石川區小日向台町一ノ五一

發行者 難波 英夫

東京市總町區飯田町二ノ六八

印刷者 桑山 辰治

發行所

東京市小石川區小日向台町一ノ五一
振替東京三三九八番

マルクス書房

終

00

¥ 0.20

3